○国土交通省告示第七百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間
中央自動車道長野線	千曲市大字八幡字上芝平七六一七番五から同市大字八幡字上柳田七三三八番一二まで

供用開始の期日	平成二十三年七月二十九日六時

○国土交通省告示第七百九十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称
第Ｐ－611号	オイルフェンス　ＯＫ－300Ｍ

物件の型式	製造者の名称
	製造者の住所
	前田工繊株式会社
	福井県坂井市春江町沖布目第38号３番地

○国土交通省告示第七百九十七号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第六号の水域を次のように指定する（平成二十三年九月四日午前八時から午後三時までの間に限る。）。

平成二十三年七月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

浜名湖かんざんじ温泉マリンフェスタの行われる水域（大草山山頂（北緯三十四度四十六分十二秒東経百三十七度三十七分十七秒）から百八十六度八百二十五メートルの地点まで引いた線、同地点から七十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第七百九十八号

小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条第五号の水域を次のように指定する（平成二十三年九月四日午前八時から午後三時までの間に限る。）。

平成二十三年七月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

浜名湖かんざんじ温泉マリンフェスタの行われる水域（大草山山頂（北緯三十四度四十六分十二秒東経百三十七度三十七分十七秒）から百八十六度八百二十五メートルの地点から三百四十度二百メートルの地点まで引いた線、同地点から七十度五百メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第七百九十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるたてもの株式会社について、次のとおり保険等の業務の一部休止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

住宅瑕疵担保責任保険法人の名称	休止する保険等の業務	休止の期間
たてもの株式会社	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第一号及び第二号の保険契約の申込みの受理並びに保険料及び未実施の現場検査の現場検査料の収納並びに現場検査料を収納していない住宅の現場検査	平成二十三年七月十六日から同年八月三十一日まで

○関東地方整備局告示第三百三十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十八日　　関東地方整備局長　下保　修

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整担体流動生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159－９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
3－11－Ｈ－007	ネオ浄化そう　ＮＣＩ－Ａ型
〃　－１	〃　ＮＣＩ－Ｂ１型
〃　－２	〃　ＮＣＩ－Ｂ２型
〃　－３	〃　ＮＣＩ－Ｂ３型
〃　－４	〃　ＮＣＩ－Ｃ１型
〃　－５	〃　ＮＣＩ－Ｃ２型
〃　－６	〃　ＮＣＩ－Ｃ３型
〃　－７	〃　ＮＣＩ－Ｄ型

○関東地方整備局告示第三百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十八日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人長野県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山口　正久
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十三年七月十九日